

児童虐待防止対策の状況について

目次

□主要データ

- ・ 虐待相談対応件数の推移、その内訳、相談経路 2
- ・ 死亡事例の推移 3
- ・ 虐待相談対応件数、一時保護件数、施設入所件数 4
- ・ 市町村の虐待相談対応件数の推移 5
- ・ 虐待相談の経路別件数の割合（児相・市町村別） 6

□児童相談所関係

- ・ 概要 7
- ・ 専門職関係（児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師、警察との連携等） 8
- ・ 機能分化 34
- ・ 臨検・捜索 35
- ・ 保護者指導 36
- ・ 一時保護関係 37

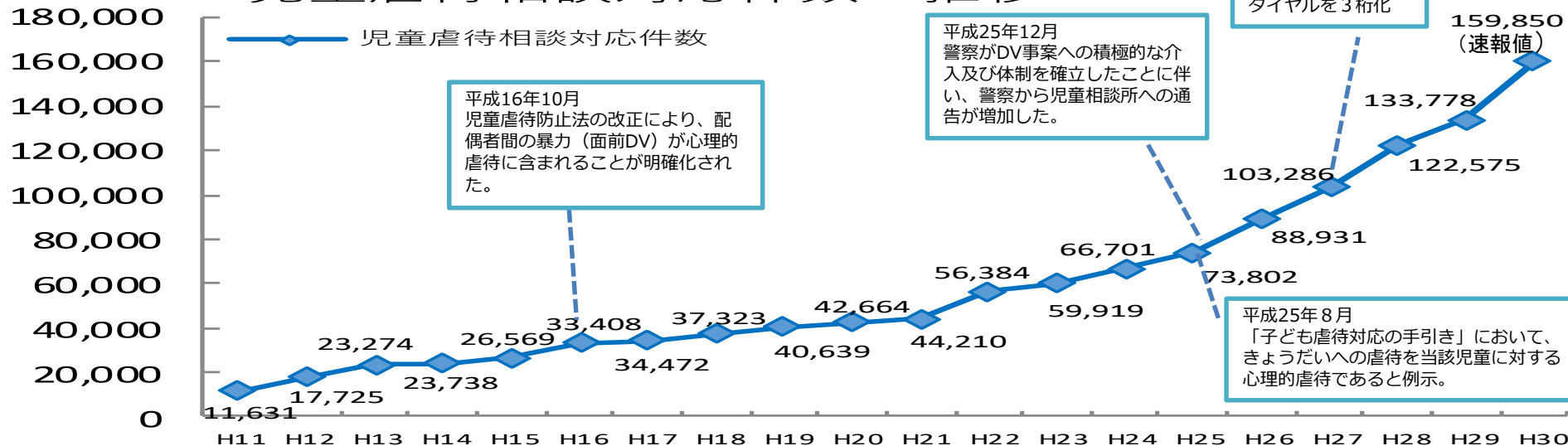
□市町村その他の機関関係、その他

- ・ 市町村における支援体制の全体イメージ 43
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点関係 44
- ・ 要保護児童対策地域協議会関係 48
- ・ 社会的養護 52
- ・ 子どもの虹情報研修センター関係 62

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

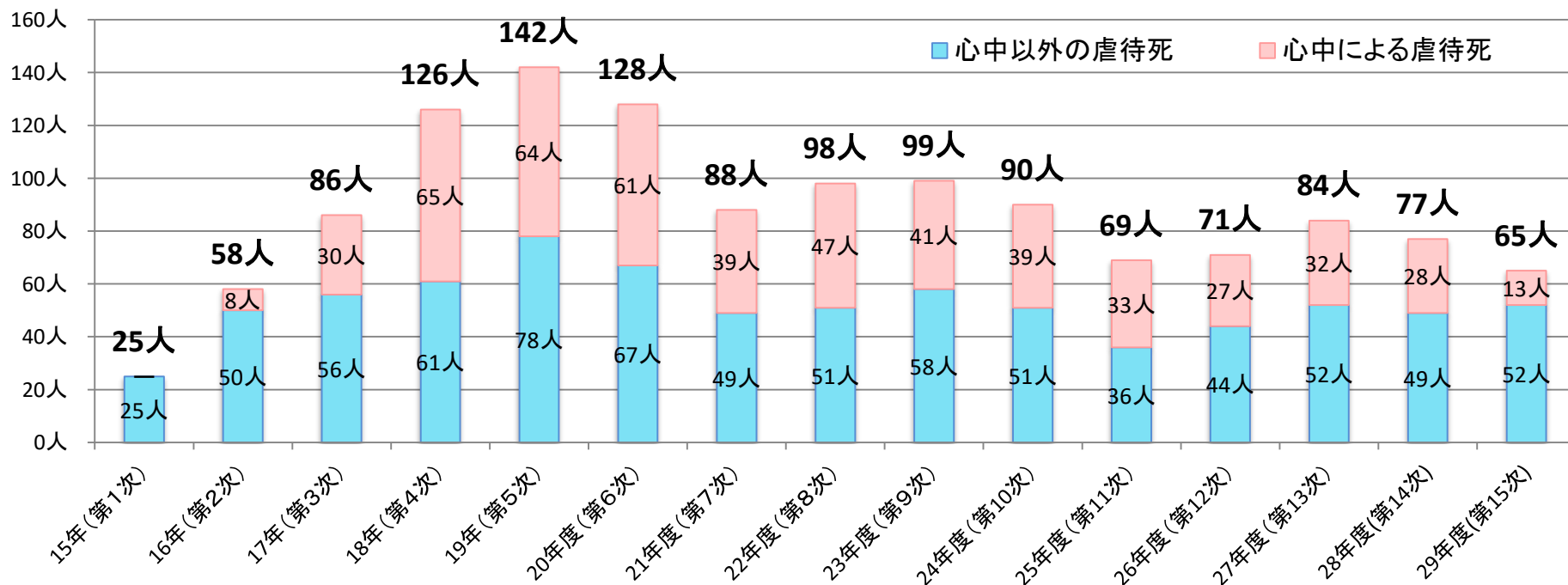
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第15次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 735例、779人】

- 0歳児の割合は47.9%、中でも0日児の割合は19.1%。さらに、3歳児以下の割合は77.2%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.1%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られている。
(※第3次報告から第15次報告までの累計)
- 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であった。(※第2次報告から第15次報告までの累計)

平成29年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 133,778件※1

一時保護 21,268件※2

施設入所等 4,579件※3、4



内訳															
児童養護施設 2,396件				乳児院 800件				里親委託等 593件				その他施設 790件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度				28年度				28年度				28年度			
2,651件				773件				568件				853件			

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（実数）

※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成29年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）

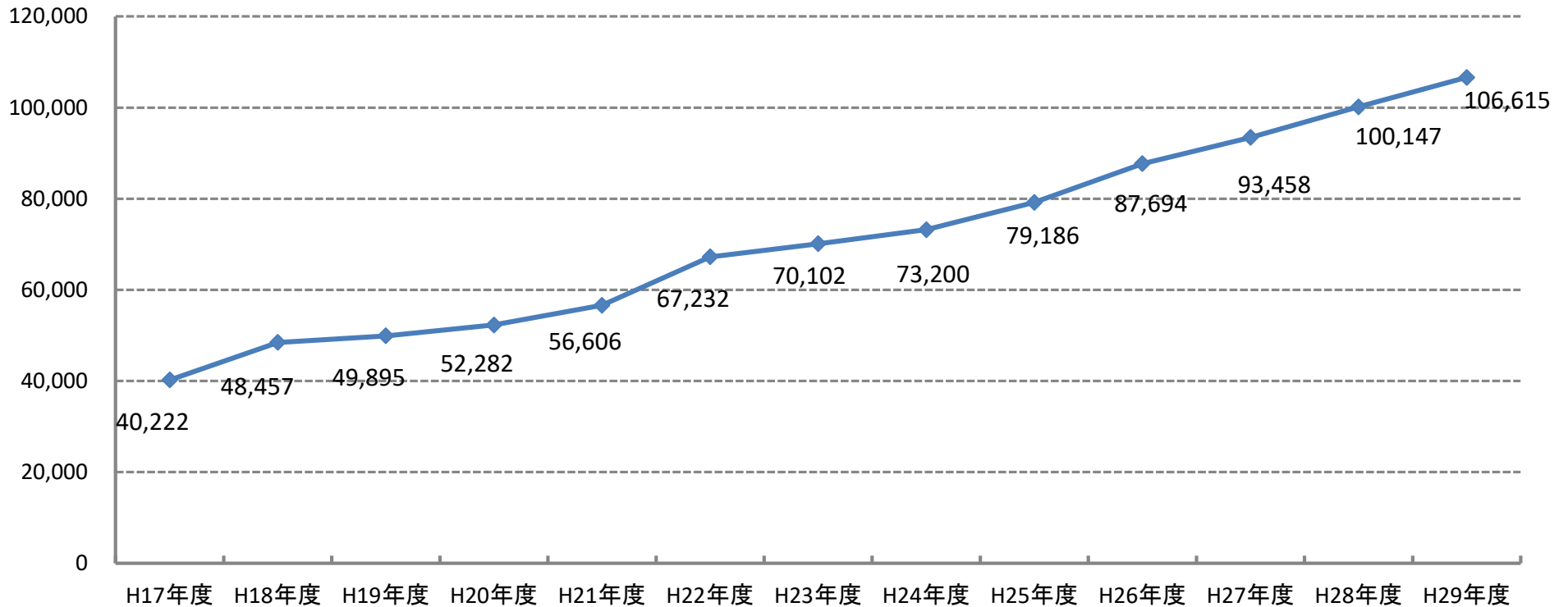
※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）

※4 平成29年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,633件

○ 平成29年度の児童福祉法第28条第1項
第1号及び第2号による措置 承認件数 182件

市町村児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。

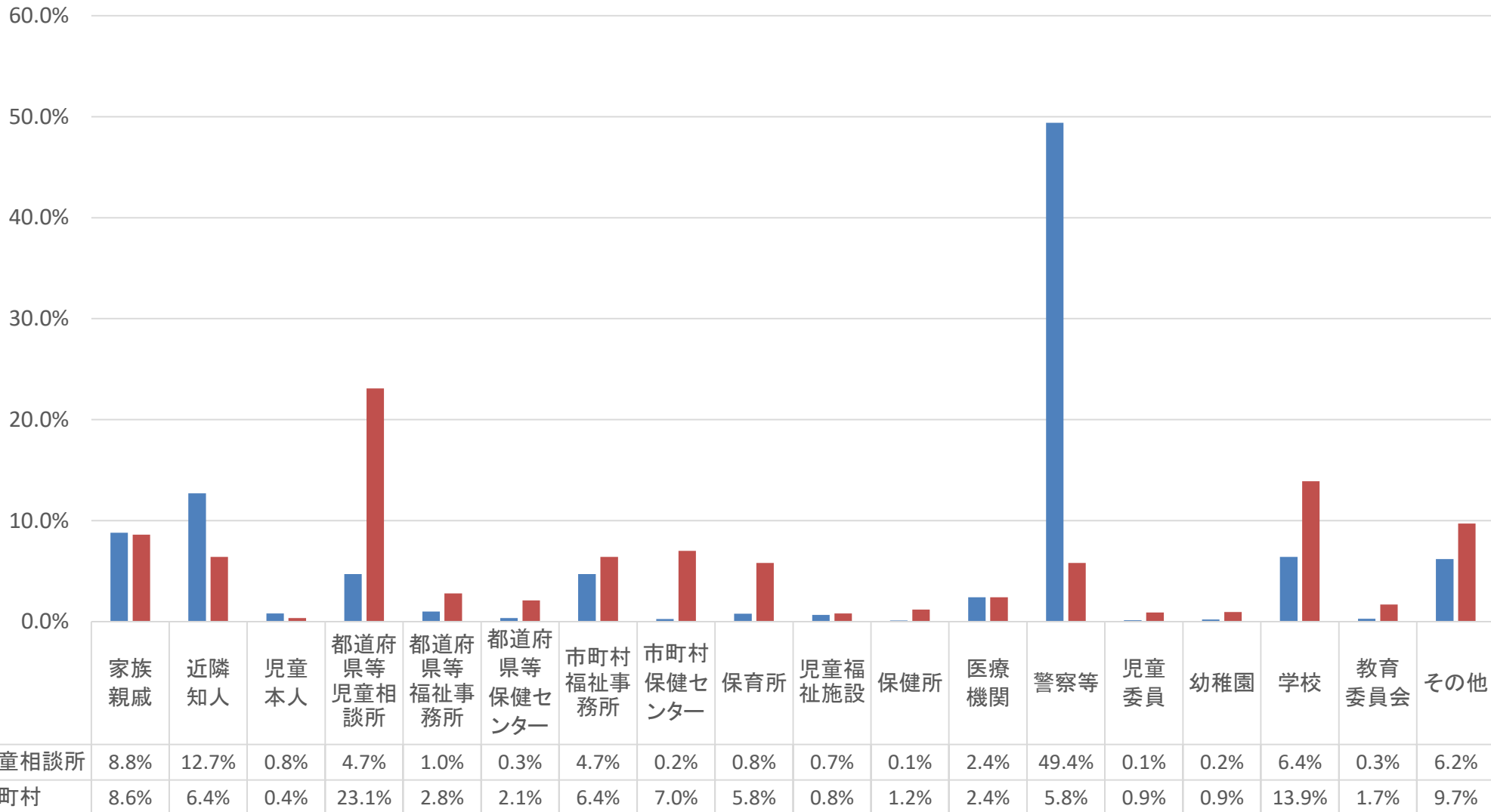


※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】

平成29年度児童虐待相談の経路別件数の割合（児童相談所・市町村別）

- 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、警察等が49.4%と最も多くなっている。
- 市町村に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、児童相談所が23.1%と最も多くなっている。



児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助
により子どもの安全を確保するとともにその権利擁護を図る。

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市・明石市)
- 全国215か所(平成31年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 14, 159人(平成31年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 3, 817人(うち児童福祉司スーパーバイザー 731人)
・ 児童心理司 1, 570人 ・ 医師 664人 ・ 保健師 143人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童福祉司の概要

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。(児童福祉法第13条第1項等)

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師

○社会福祉士

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第8項)

5 人数等

○ 全国の児童相談所に 3, 817名(平成31年4月1日現在、任用予定含む)配置されている。

○ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。(児童福祉法第13条第2項)

※政令で定める基準:児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乘せを行う。(令和4年度までの間は経過措置を設ける。)

平成31年度 児童福祉司の配置状況について (平成31年4月1日時点)

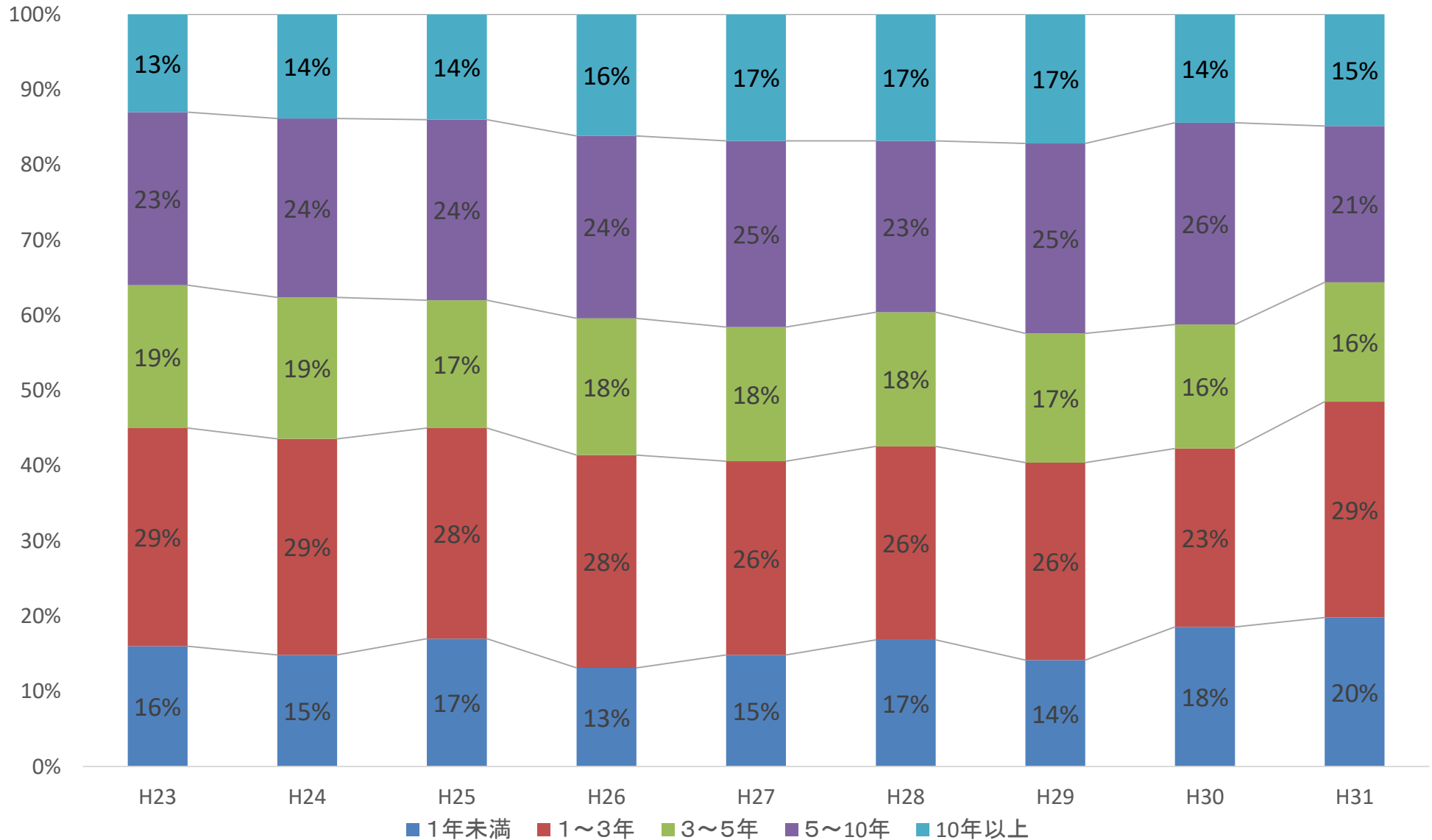
	配置員数
北海道	89
青森県	46
岩手県	43
宮城県	32
秋田県	29
山形県	28
福島県	50
茨城県	75
栃木県	38
群馬県	52
埼玉県	203
千葉県	171
東京都	274
神奈川県	117
新潟県	46
富山県	23
石川県	21
福井県	22
山梨県	23
長野県	56
岐阜県	55
静岡県	58
愛知県	139
三重県	57

	配置員数
滋賀県	44
京都府	47
大阪府	199
兵庫県	101
奈良県	31
和歌山県	32
鳥取県	20
島根県	26
岡山県	36
広島県	51
山口県	38
徳島県	25
香川県	37
愛媛県	35
高知県	30
福岡県	80
佐賀県	22
長崎県	35
熊本県	29
大分県	35
宮崎県	29
鹿児島県	42
沖縄県	50

	配置員数
札幌市	39
仙台市	27
さいたま市	49
千葉市	29
横浜市	132
川崎市	62
相模原市	30
新潟市	22
静岡市	21
浜松市	26
名古屋市	106
京都市	58
大阪市	111
堺市	41
神戸市	40
岡山市	23
広島市	30
北九州市	25
福岡市	39
熊本市	31
横須賀市	21
金沢市	14
明石市	20
合計	3,817

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員・市町村担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H29 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H30 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

※ H31 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

児童福祉司の任用要件

基礎資格	医師 社会福祉士 精神保健 福祉士	都道府県 知事の指定する 養成校を卒業 又は 都道府県 知事の指定する 講習会の課程を 修了した者	大学で 心理学、 教育学、 社会学を 専修し卒業	助産師 教員(1種) 保健師	看護師 保育士 教員(2種)	児童 指導員	社会福祉主事※1		
実務経験	—	—	相談援助 業務 (指定施設で 1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年 以上)	児童福 祉事業 (2年以上 ※2)	児童福祉事業 + 児童相談所 所員経験 (合計2年以上 ※3)	児童福祉 事業 (3年以上 ※3)
指定講習会 の要否	—	—	—	○	○	○	○	○	○
人数 3,817人 (100%)	1,717人 (45.0%)	271人 (7.1%)	1,156人 (30.3%)	177人 (4.6%)		16人 (0.4%)	480人 (12.6%)		

※1 社会福祉主事：年齢20歳以上のもので以下のいずれかに該当するもの

① 大学、高等学校、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

(社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上)

② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

③ 社会福祉士

④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 社会福祉主事としての経験

※3 社会福祉主事たる資格を得た後の経験

児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司スーパーバイザー任用後の研修を義務化

児童福祉司スーパーバイザー

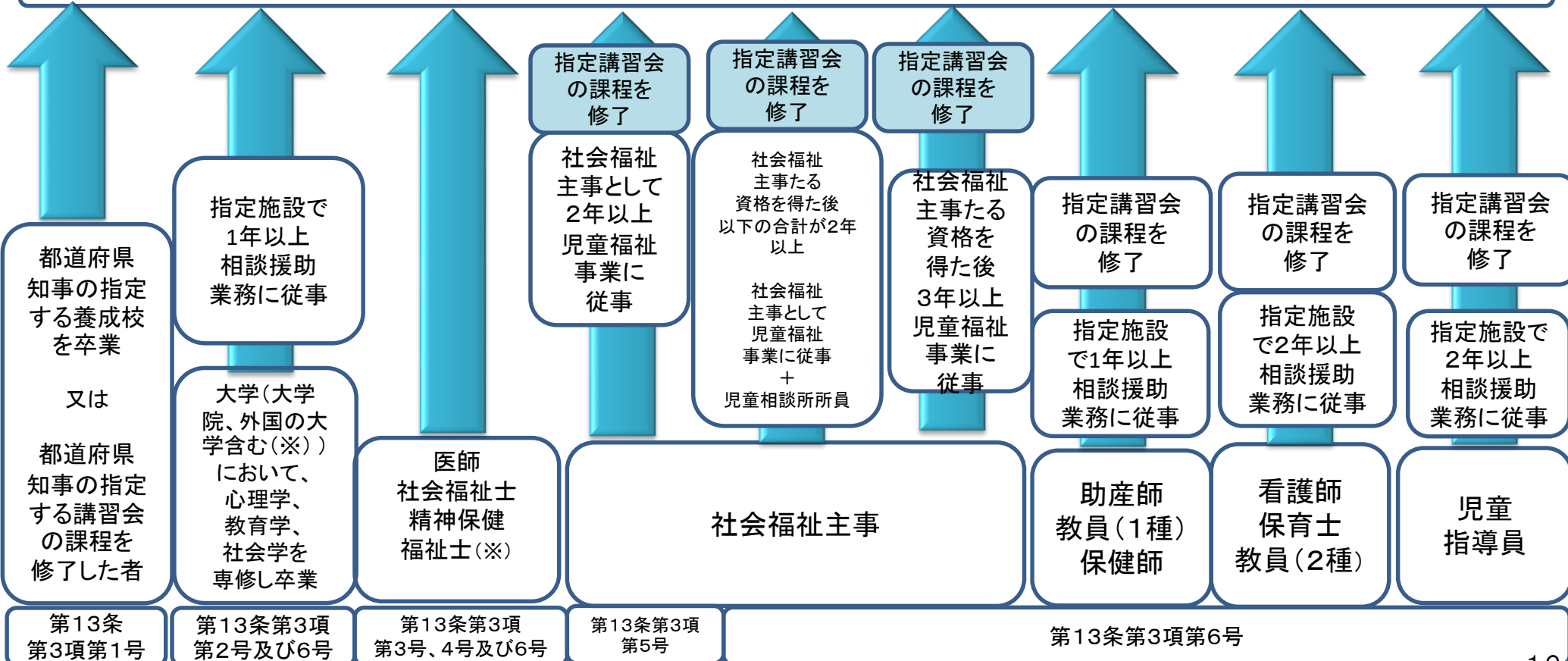
5年以上の児童福祉司経験者

任用後の研修受講を義務化

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



※第13条第3項第6号に該当。

※ [] が平成28年の児童福祉法改正により新たに義務化した研修等である。

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号		
北海道		34		19	16	20	89	
青森県		5		12	27	2	46	
岩手県		16		19	4	4	43	
宮城県	4	10		10		8	32	
秋田県		4		6	17	2	29	
山形県	1	19		6	2		28	
福島県		23		22	5		50	
茨城県	2	25		38	2	8	75	
栃木県	11	11		1		15	38	
群馬県	18	8		13	5	8	53	
埼玉県	3	52		136		12	203	
千葉県	11	64		51	2	43	171	
東京都	15	91		109	1	58	274	
神奈川県		109		8			117	
新潟県		46					46	
富山県	2	7		10		4	23	
石川県	1	9		9		2	21	
福井県		11		10		1	22	
山梨県	6			12		5	23	
長野県		9		40	5	2	56	
岐阜県	1	23		28		3	55	
静岡県	8	22		15		13	58	
愛知県	11	35		86	4	3	139	
三重県	15	17		14	10	1	57	
滋賀県		20		13	10	1	44	
京都府	4	7		19	2	15	47	
大阪府	6	59		121	2	11	199	
兵庫県	6	35		26	16	18	101	
奈良県	4	17		5	5		31	
和歌山県		7		19	5	1	32	
鳥取県		5		12		3	20	
島根県		13		8	4	1	26	
岡山県		16		18		2	36	
広島県		24		9	6	12	51	
山口県		7		1	14	16	38	

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号		
徳島県		10		6	4	5	25	
香川県		20		14		3	37	
愛媛県	1	1		9	15	9	35	
高知県	5	6		16	2	1	30	
福岡県	18	8		33	11	10	80	
佐賀県	6	2		9		5	22	
長崎県		13		17	5		35	
熊本県	4	3		10	10	2	29	
大分県	7	4		9		15	35	
宮崎県	5	10		12	2		29	
鹿児島県	1	8		15	18		42	
沖縄県		15		34	1		50	
札幌市		19		19		1	39	
仙台市	1	1		16	6	3	27	
さいたま市	10	2		28	4	5	49	
千葉市		10		17	2		29	
横浜市	4	43		80	3	2	132	
川崎市		1		56	3	2	62	
相模原市		2		23	5		30	
新潟市				17	2	3	22	
静岡市	7	2			2	10	21	
浜松市	10			13		3	26	
名古屋市	29	26		38	5	8	106	
京都市	2	8		4	15	29	58	
大阪市		17		72	16	6	111	
堺市		1		28	7	5	41	
神戸市	1	19		17		3	40	
岡山市	8			15			23	
広島市	2	7		10	10	1	30	
北九州市	18	5		2			25	
福岡市	3			27		9	39	
熊本市				22	4	5	31	
横須賀市				11	5	5	21	
金沢市		2		10		2	14	
明石市				5		15	20	
合計	271	1,125	0	1,639	321	461	3,817	

児童福祉法 第13条 第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

※平成31年4月1日時点の人数

②児童福祉司の各任用区分の人数(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児福法規則 第6条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	6
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	24
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	1
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）	11
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	67
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	49
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	0
8号	看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	6
9号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	88
10号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法 に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	34
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間	132
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	27
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	16
計		461

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

- 1 **スーパーバイザーの位置づけ** ※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正
他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司
(児童福祉法第13条第5項)
- 2 **スーパーバイザーの主な業務内容(児童相談所運営指針)**
児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと
- 3 **スーパーバイザーの要件**
- ・ 児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。(児童福祉法第13条第6項)
 - ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。(令和4年4月1日施行)
- 4 **スーパーバイザー任用後の研修**
児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第9項)
※ 「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む
- 5 **人数等**
- 全国の児童相談所に731名(平成31年4月1日現在)配置されている。
 - 指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。
(児童福祉法第13条第7項)
- ※ 政令で定める基準: 指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、児童福祉司(スーパーバイザー以外)5人につき1人以上であること【参酌基準】(児童福祉法施行令第3条第2項)

平成31年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について（平成31年4月1日時点）

	配置員数
北海道	17
青森県	7
岩手県	6
宮城県	7
秋田県	3
山形県	4
福島県	9
茨城県	14
栃木県	8
群馬県	9
埼玉県	43
千葉県	29
東京都	57
神奈川県	15
新潟県	9
富山県	5
石川県	4
福井県	4
山梨県	4
長野県	13
岐阜県	9
静岡県	10
愛知県	27
三重県	4

	配置員数
滋賀県	10
京都府	6
大阪府	49
兵庫県	9
奈良県	6
和歌山県	6
鳥取県	5
島根県	8
岡山県	8
広島県	14
山口県	7
徳島県	5
香川県	7
愛媛県	3
高知県	9
福岡県	24
佐賀県	5
長崎県	9
熊本県	4
大分県	8
宮崎県	6
鹿児島県	5
沖縄県	12

	配置員数
札幌市	8
仙台市	5
さいたま市	7
千葉市	5
横浜市	30
川崎市	12
相模原市	8
新潟市	3
静岡市	2
浜松市	6
名古屋市	30
京都市	13
大阪市	19
堺市	9
神戸市	7
岡山市	4
広島市	3
北九州市	3
福岡市	8
熊本市	4
横須賀市	3
金沢市	0
明石市	0
合計	731

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

（子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループにおいて検討）

改正児童福祉法を踏まえ義務化され、平成29年4月から実施されている児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示した。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 度（修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、 または3日程を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる

- ・ 公認心理師
- ・ 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4 人数

全国の児童相談所に 1,570名（平成31年4月1日現在）配置されている。

平成31年度 児童心理司の配置状況について (平成31年4月1日時点)

	配置員数
北海道	48
青森県	20
岩手県	19
宮城県	22
秋田県	14
山形県	9
福島県	20
茨城県	38
栃木県	15
群馬県	24
埼玉県	55
千葉県	99
東京都	134
神奈川県	33
新潟県	10
富山県	14
石川県	16
福井県	11
山梨県	12
長野県	23
岐阜県	20
静岡県	24
愛知県	59
三重県	23

	配置員数
滋賀県	20
京都府	25
大阪府	47
兵庫県	45
奈良県	12
和歌山県	11
鳥取県	11
島根県	19
岡山県	21
広島県	19
山口県	21
徳島県	11
香川県	14
愛媛県	18
高知県	12
福岡県	27
佐賀県	12
長崎県	13
熊本県	14
大分県	17
宮崎県	12
鹿児島県	22
沖縄県	13

	配置員数
札幌市	18
仙台市	18
さいたま市	19
千葉市	20
横浜市	27
川崎市	31
相模原市	15
新潟市	11
静岡市	10
浜松市	14
名古屋市	25
京都市	12
大阪市	37
堺市	8
神戸市	16
岡山市	11
広島市	15
北九州市	9
福岡市	23
熊本市	13
横須賀市	7
金沢市	5
明石市	8
合計	1,570

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
北海道		6		2		8
青森県			1	1	4	6
岩手県		2			1	3
宮城県			1	1	1	3
秋田県				3		3
山形県		2				2
福島県		2		1	1	4
茨城県			1	2		3
栃木県				3		3
群馬県				3		3
埼玉県			1	3	3	7
千葉県		4		2		6
東京都	1	1	6	2	1	11
神奈川県				5		5
新潟県		3	1	1		5
富山県		2				2
石川県		1		1		2
福井県		2				2
山梨県				2		2
長野県		1	1	3		5
岐阜県		2	1	2		5
静岡県		1	2	2		5
愛知県	1	2	1	5	1	10
三重県		2		4		6
滋賀県				3		3
京都府				3		3
大阪府	1	3	1	1		6
兵庫県		1		1	3	5
奈良県			2			2
和歌山県			1		1	2
鳥取県			2	1		3
島根県		2	1	1		4
岡山県		2		1		3
広島県			1	2		3
山口県		1		5		6

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	1号	2号	3号	4号	5号	計
徳島県	1				2	3
香川県		2				2
愛媛県				2	1	3
高知県				1	1	2
福岡県				6		6
佐賀県				2		2
長崎県		2				2
熊本県				1	1	2
大分県			1	1		2
宮崎県			1	2		3
鹿児島県				3		3
沖縄県		1		1		2
札幌市				1		1
仙台市				1		1
さいたま市					1	1
千葉市				1		1
横浜市			1	3		4
川崎市				3		3
相模原市				1		1
新潟市				1		1
静岡市				1		1
浜松市				1		1
名古屋市				3		3
京都市				2		2
大阪市		1	1			2
堺市				1		1
神戸市					1	1
岡山市				1		1
広島市				1		1
北九州市					1	1
福岡市	1					1
熊本市					1	1
横須賀市				1		1
金沢市			1			1
明石市				1		1
合計	5	48	29	108	25	215

児童福祉法第12条の3第2項	内容
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3号	社会福祉士
4号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

※平成31年4月1日時点の人数

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分)

児福法規則 第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者	0
6号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	9
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	3
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	2
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
7号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	15
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	9
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	2
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	4
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	0
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
計		25

※平成31年4月1日時点の人数

児童相談所における弁護士の活用状況等（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

平成31年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※ (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
	箇所数	人数	箇所数	人数	
215 箇所	11 箇所 (5.1%)	14 人	94 箇所 (43.7%)	156 人	110 箇所 (51.2%)

(※) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県(1箇所、1人)、福岡県(1箇所、1人)、横浜市(1箇所、1人)、川崎市(1箇所、1人)、新潟市(1箇所、3人(本庁と兼任))、名古屋市(3箇所、3人)、大阪市(1箇所、1人)、福岡市(1箇所、1人)、明石市(1箇所、2人)

<参考>これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
		箇所数	人数	箇所数	人数	
平成30年4月1日	211 箇所※	7 箇所 (3.3%)	9 人	85 箇所 (40.3%)	136 人	119 箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6 人	82 箇所 (39.0%)	105 人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4 人	31 箇所 (14.8%)	47 人	174 箇所 (83.3%)

(※) 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

弁護士配置等に係る財政的支援

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（令和元年度予算 169億円）

法的対応機能強化事業 児童相談所1箇所あたり 約780万円

（平成29年度以降 約780万円 ← 平成28年度 約310万円 ← 平成27年度以前 約56万円）

平成31年度 弁護士の配置状況について

	合計	
	常勤	非常勤
北海道	9	9
青森県	1	1
岩手県	4	4
宮城県	0	0
秋田県	0	0
山形県	1	1
福島県	4	4
茨城県	10	10
栃木県	1	1
群馬県	3	3
埼玉県	7	7
千葉県	6	6
東京都	18	18
神奈川県	5	5
新潟県	3	3
富山県	0	0
石川県	0	0
福井県	0	0
山梨県	3	3
長野県	2	2
岐阜県	0	0
静岡県	4	4
愛知県	0	0
三重県	1	1
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	0	0
兵庫県	0	0
奈良県	5	5
和歌山県	1	0
鳥取県	0	0
島根県	4	4
岡山県	5	5
広島県	2	2
山口県	0	0

	合計	
	常勤	非常勤
徳島県	4	4
香川県	4	4
愛媛県	0	0
高知県	3	3
福岡県	1	0
佐賀県	4	4
長崎県	0	0
熊本県	1	1
大分県	20	20
宮崎県	0	0
鹿児島県	2	2
沖縄県	6	6
札幌市	0	0
仙台市	0	0
さいたま市	0	0
千葉市	2	2
横浜市	1	0
川崎市	3	2
相模原市	1	1
新潟市	3	0
静岡市	0	0
浜松市	1	1
名古屋市	3	0
京都市	0	0
大阪市	1	0
堺市	0	0
神戸市	0	0
岡山市	6	6
広島市	0	0
北九州市	1	1
福岡市	1	0
熊本市	0	0
横須賀市	1	1
金沢市	0	0
明石市	2	0
合計	170	156

大阪府の児童相談所における法的対応体制について

児童虐待等危機介入援助チーム(H12年度～)

- 約100名の弁護士と、約20名の医師が在籍(H31.2.1現在)
- 各児童相談所に配置している2～3名の担当弁護士に加え、多数のフリー弁護士により構成。
 - ⇒ 児童相談所の職員は、まずは担当弁護士に相談。相談内容を専門とする弁護士がチーム内にいる場合には、担当弁護士が必要に応じて当該専門の弁護士に応援を依頼。
 - ⇒ 担当弁護士の紹介を通じて、将来有望な若手弁護士をチームの一員として委嘱。

この体制によるメリット

- 担当弁護士を配置することにより、スムーズな連携が可能。
- 担当弁護士に加えて、多数のフリー弁護士と契約することで、事例内容に合わせて、様々な専門分野(外国籍の児童、少年事件、医療関係など)に詳しい弁護士に相談を行うことが可能。
- ベテラン弁護士と若手弁護士が一緒になって活動することで、児童福祉に造詣の深い弁護士を養成、後進の育成につながるため、将来にわたって持続可能なシステムとなる。

活動実績(H27～H29)

- 大阪府危機介入等援助チーム委員の弁護士活動した時間数は、3年間で約28,300時間
- 1年平均では、約9,400時間となるため、これを常勤弁護士の勤務時間数で割り返すと、約5.5人分相当
 - ※ 大阪府所管の児童相談所は6か所

児童相談所における医師・保健師の配置状況

(児童相談所数 215か所)

○医師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
197か所 (91.6%)	18か所 (8.4%)
(参考) 常勤配置 30か所 (14.0%) 非常勤配置 184か所 (85.6%)	

○保健師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
119か所 (55.3%)	96か所 (44.7%)
(参考) 常勤配置 102か所 (47.4%) 非常勤配置 22か所 (10.2%)	

※ 医師・保健師両方配置児童相談所数 : 108か所 (50.2%)

平成31年度 医師又は保健師の配置状況について (平成31年4月1日時点)

	医師	保健師
北海道	27	0
青森県	6	0
岩手県	6	0
宮城県	6	3
秋田県	6	3
山形県	10	1
福島県	12	0
茨城県	10	3
栃木県	11	0
群馬県	11	3
埼玉県	34	0
千葉県	31	0
東京都	65	11
神奈川県	9	5
新潟県	18	0
富山県	13	0
石川県	14	3
福井県	7	0
山梨県	8	2
長野県	10	3
岐阜県	8	0
静岡県	6	5
愛知県	20	9
三重県	2	5
滋賀県	10	4

	医師	保健師
京都府	8	0
大阪府	20	3
兵庫県	12	0
奈良県	7	1
和歌山県	2	0
鳥取県	4	3
島根県	14	3
岡山県	20	3
広島県	14	0
山口県	11	1
徳島県	8	0
香川県	2	2
愛媛県	6	1
高知県	16	2
福岡県	11	3
佐賀県	5	2
長崎県	6	2
熊本県	14	2
大分県	6	10
宮崎県	7	3
鹿児島県	10	0
沖縄県	7	0
札幌市	4	5
仙台市	4	2
さいたま市	5	1

	医師	保健師
千葉市	13	1
横浜市	4	10
川崎市	9	3
相模原市	5	1
新潟市	2	1
静岡市	0	1
浜松市	0	1
名古屋市	0	3
京都市	4	0
大阪市	11	3
堺市	6	1
神戸市	3	1
岡山市	7	1
広島市	2	1
北九州市	2	0
福岡市	3	2
熊本市	8	1
横須賀市	2	0
金沢市	0	0
明石市	0	3
合計	664	143

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成31年度 医師の配置状況について（平成31年4月1日時点）

自治体名	医師の配置員数 (H31.4.1現在)		
	常勤職員数	非常勤職員数	
北海道	27	0	27
青森県	6	2	4
岩手県	6	0	6
宮城県	6	6	0
秋田県	6	0	6
山形県	10	0	10
福島県	12	0	12
茨城県	10	0	10
栃木県	11	0	11
群馬県	11	0	11
埼玉県	34	1	33
千葉県	31	0	31
東京都	65	6	59
神奈川県	9	0	9
新潟県	18	0	18
富山県	13	2	11
石川県	14	0	14
福井県	7	0	7
山梨県	8	1	7
長野県	10	0	10
岐阜県	8	0	8
静岡県	6	0	6
愛知県	20	2	18
三重県	2	1	1
滋賀県	10	0	10
京都府	8	0	8
大阪府	20	2	18
兵庫県	12	0	12
奈良県	7	0	7
和歌山県	2	1	1
鳥取県	4	0	4
島根県	14	0	14
岡山県	20	0	20
広島県	14	1	13
山口県	11	0	11

自治体名	医師の配置員数 (H31.4.1現在)		
	常勤職員数	非常勤職員数	
徳島県	8	0	8
香川県	2	0	2
愛媛県	6	0	6
高知県	16	2	14
福岡県	11	0	11
佐賀県	5	0	5
長崎県	6	1	5
熊本県	14	0	14
大分県	6	0	6
宮崎県	7	0	7
鹿児島県	10	1	9
沖縄県	7	0	7
札幌市	4	0	4
仙台市	4	0	4
さいたま市	5	0	5
千葉市	13	0	13
横浜市	4	4	0
川崎市	9	0	9
相模原市	5	0	5
新潟市	2	0	2
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	4	4	0
大阪市	11	4	7
堺市	6	0	6
神戸市	3	1	2
岡山市	7	1	6
広島市	2	2	0
北九州市	2	0	2
福岡市	3	1	2
熊本市	8	0	8
横須賀市	2	0	2
金沢市	0	0	0
明石市	0	0	0
合計	664	46	613

児童虐待への対応における警察との連携強化

取組状況

【情報共有の強化】

- 児童相談所・市町村から警察に情報提供する事案の明確化
- 警察が110番通報等により児童虐待が疑われる事案を覚知した際の児童相談所・市町村における過去の対応状況の照会への回答・情報提供の実施
- 児童相談所が立入調査、臨検・搜索等を実施する場合の警察への情報提供、援助要請の実施
- 警察から通告・情報提供がなされた事案等に係るその後の支援等の情報提供の実施 等

➤ 警察との間で情報共有に係る協定等を締結している自治体数

※児童相談所設置自治体（69都道府県市）を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

平成30年6月28日時点	平成31年2月25日時点
57自治体（82.6%）	➔ 67自治体（97.1%）

- ・平成30年6月の調査以降、新たに協定等を締結した自治体：10自治体
内容の見直し等を行った自治体：23自治体

➤ 児童相談所が対応している児童虐待ケースを警察と全件共有している自治体数

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

10/69自治体（14.5%）

茨城県、群馬県、埼玉県（さいたま市を除く）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）、岐阜県、愛知県、名古屋市、大阪府（大阪市、堺市を除く）、高知県、大分県

※赤字は平成30年6月以降に全件情報共有を開始した自治体

➤ 児童相談所から警察への援助要請 **345件**（平成29年度中）

※出典：福祉行政報告例

【人事交流・合同研修等】

- 児童相談所への現職警察官、警察官OBの配置促進
- 具体的事例を想定したケース検討、立入調査や臨検・搜索等に関するロールプレイを行うなどの児童相談所と警察の合同研修の実施 等

➤ 児童相談所と警察の人事交流状況

全国の児童相談所(215か所)のうち**148か所(68.8%)**に、**警察官 44名、警察官OB 216名、計260名**が配置されている（平成31年4月1日現在）

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

➤ 児童相談所と警察が実施した合同研修

62/69自治体(89.9%) 合計94回（平成29年度中）

※ 合同研修の内容は、立入調査、臨検・搜索のロールプレイ等

※ 実施した62自治体中、最多7回、最少1回

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

【要保護児童対策地域協議会における連携促進】

- 市町村の要保護児童対策地域協議会に警察の参画を求め、虐待を受けた児童等の適切な保護・支援を行うための必要な情報交換・協議を推進

➤ 要保護児童対策地域協議会への警察署の参加割合

1,713/1,735自治体（98.7%）

（平成29年4月1日現在）

※市町村を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

都道府県等別 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○ 全国の児童相談所に、警察官44名、警察官OB216名、教員135名、教員OB152名が配置。(平成31年4月1日現在)

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉社として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道	0	0	0	0	0	24	0	13	0	0	0	1	0	24	0	14
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0
宮城県	3	0	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
茨城県	0	0	4	0	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	4	2
栃木県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	2	1	0	6	0	2	1	6	2	3
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	8	1	14	0	8
千葉県	0	0	1	0	0	0	7	0	1	5	0	0	1	5	8	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	23	3	23	0	23
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	1	6
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	0	1	0	14
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
石川県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
福井県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	1	3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岐阜県	0	0	5	0	0	0	1	0	0	5	4	1	0	5	10	1
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	4	4	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
三重県	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	2	0	1	1	7	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	4	0	17	0	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	3	1	3	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
広島県	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	1	2	1	2

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB	警察 官	警察 官OB	教員	教員 OB
山口県	0	0	0	0	0	2	0	0	1	9	0	0	1	11	0	0
徳島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	3	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	2	0	1
愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4	1
高知県	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	0	1	0	3	4	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	4
佐賀県	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	3	2
長崎県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	3	3	0
大分県	0	0	1	0	0	3	2	0	1	3	1	0	1	6	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	4	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	0	1	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
千葉市	0	0	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	1	7	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	3	2
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	3	1	5	3	3
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	2	0	4	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	7	0	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0
北九州市	0	0	6	0	0	0	1	0	0	4	3	6	0	4	10	6
福岡市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	4	0
熊本市	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	4	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
明石市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	2
合計	5	0	66	2	0	31	37	18	39	184	32	132	44	216	135	152

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

2 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験（2月上旬に実施）
- 試験の実施状況（平成30年度実施の第31回試験結果）
受験者数41,639人、合格者数12,456人（合格率29.9%：新卒55.5%、既卒15.5%）
- 筆記試験の科目（19科目）
 - ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

3 資格者の登録状況

233,517人（平成31年3月末現在）

4 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（H31年4月1日時点）
福祉系大学等：254校 318課程 定員21,735人
社会福祉士指定養成施設：69校97課程 定員14,093人

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況

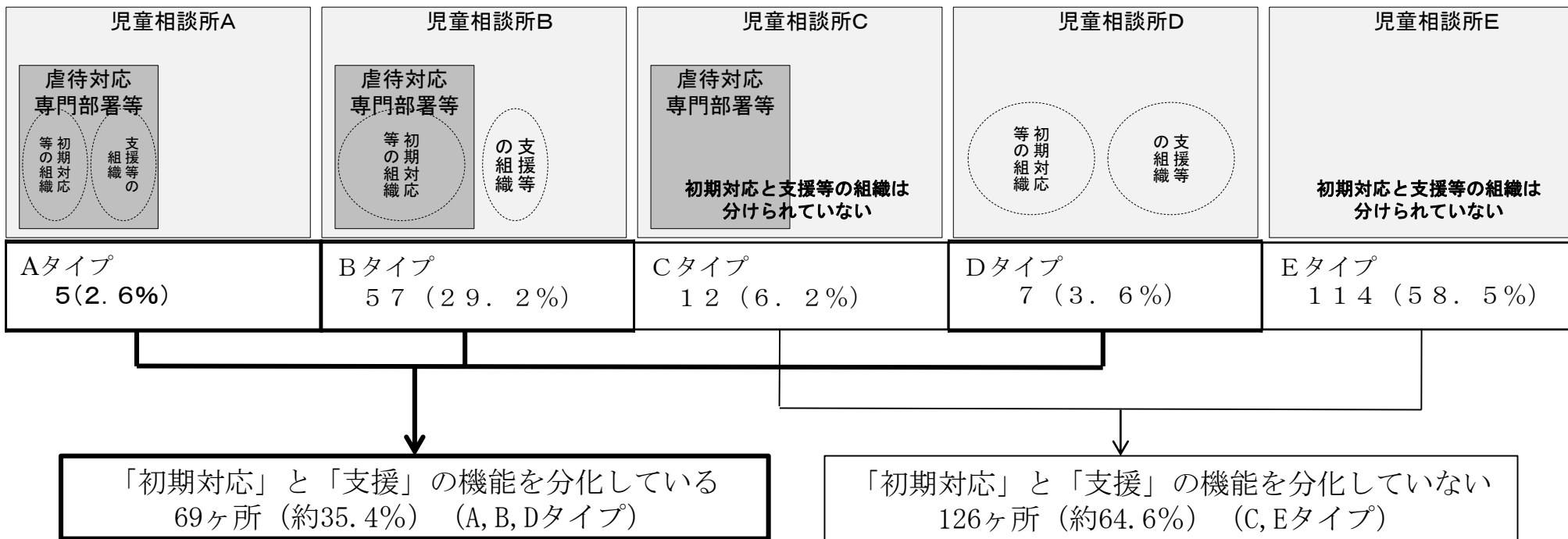
85,122人(平成31年3月末現在)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	合計
	(10年度)	(11年度)	(12年度)	(13年度)	(14年度)	(15年度)	(16年度)	(17年度)	(18年度)	(19年度)	(20年度)	(21年度)	(22年度)	(23年度)	(24年度)	(25年度)	(26年度)	(27年度)	(28年度)	(29年度)	(30年度)	
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	6,779	140,680
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	4,251	88,082
合格率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	62.7	—
登録者数 (人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	4,231	—

児童相談所内での機能分化の現状について

- 全国の児童相談所を対象に、児童相談所の調査・保護・アセスメントなどの「初期対応機能」と親子関係再統合・再構築支援など「支援機能」の分化に関する実態を調査。
- 回答した195ヶ所の児童相談所のうち、「初期対応」と「支援」の機能を分化している児童相談所は、全体の約35.4%（69ヶ所）、「初期対応」と「支援」の機能を分化していない児童相談所は、全体の約64.6%（126ヶ所）だった。

※ 実数は児童相談所数、カッコ内は回答した全児童相談所195ヶ所に占める割合



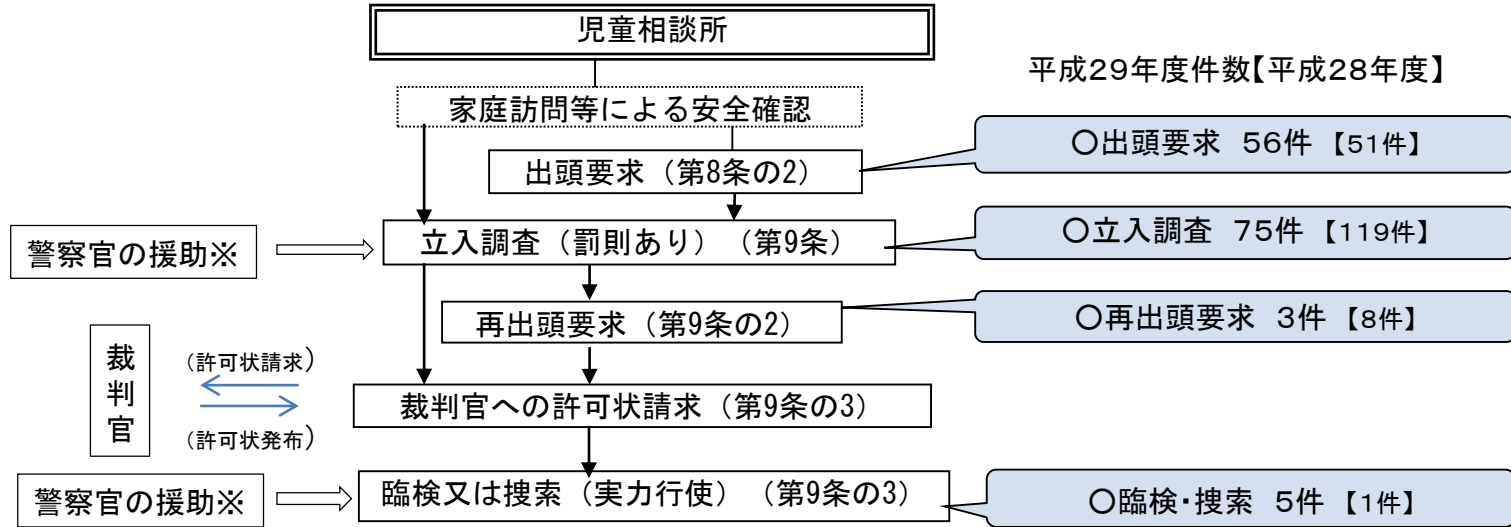
(出典) 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」

PwCコンサルティング合同会社

臨検、捜索に至る手続き(児童虐待防止法における対応)

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設。



※警察の援助 345件【305件】

数値出典:福祉行政報告例

【第8条の2】(出頭要求)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条】(立入調査)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の2】(再出頭要求)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。(後略)

【第9条の3】(臨検、捜索)

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

保護者への指導・支援について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見、 被虐待児童にかかる親子関係再構築支援

市町村

虐待の未然防止や早期発見のため、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による支援を行う。

<主な財政支援策(国庫補助事業)>

◆産婦健康診査事業

出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査を行い、検査の結果を踏まえ、必要に応じて産後ケア事業の実施や、訪問指導等を行う。

(364市町村で実施(平成30年度))

◆産後ケア事業

退院直後の母子に対して、育児に関する指導や育児サポート等を行う。

(667市区町村で実施(平成30年度))

◆子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う。

(761市区町村、1,436箇所(平成30年度))

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みに関する相談、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言等を行う。

(1,734市区町村、913,682件(28年度))

◆地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

一般型：6,555箇所(平成30年度)
連携型：876箇所(平成30年度)

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。

(1,476市区町村、236,066件(28年度))

児童相談所

◆児童福祉司指導等による保護者への指導・支援の着実な実施

児童相談所における対応件数(重複回答あり)

【平成29年度福祉行政報告例】

	面接指導	児童福祉司指導等	施設入所・ 里親等委託等	その他
児童虐待相談	121,182	2,849	4,579	6,542

○具体的な実施方法(例)

- ・児童相談所への来所によるカウンセリング
- ・家庭訪問による指導
- ・学校や保育園などの在籍機関への訪問による子どものカウンセリング
- ・保護者の課題の解消や養育能力の維持・向上のための働きかけ
- ・関係機関との連携による当該家庭の情報共有及び同行訪問や面接への同席等
- ・施設入所中の親子に対して家庭復帰に向けた指導
- ・保護者支援プログラムを活用した保護者への支援

○保護者支援プログラムの普及

- ・児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックを作成(平成25年度)
- ・児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために有用な情報等について調査研究を実施(平成29年度)

○民間団体等も活用した家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施

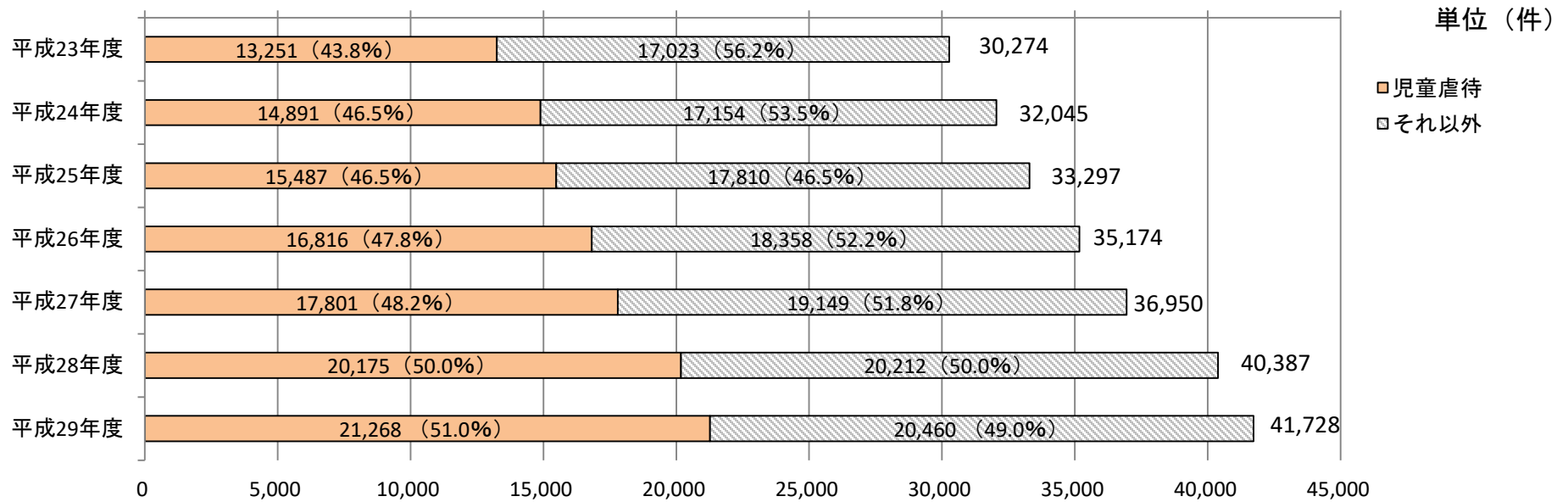
(70自治体中14自治体(平成31年4月1日現在))

◆保護者指導の実施に係る財政面における支援策

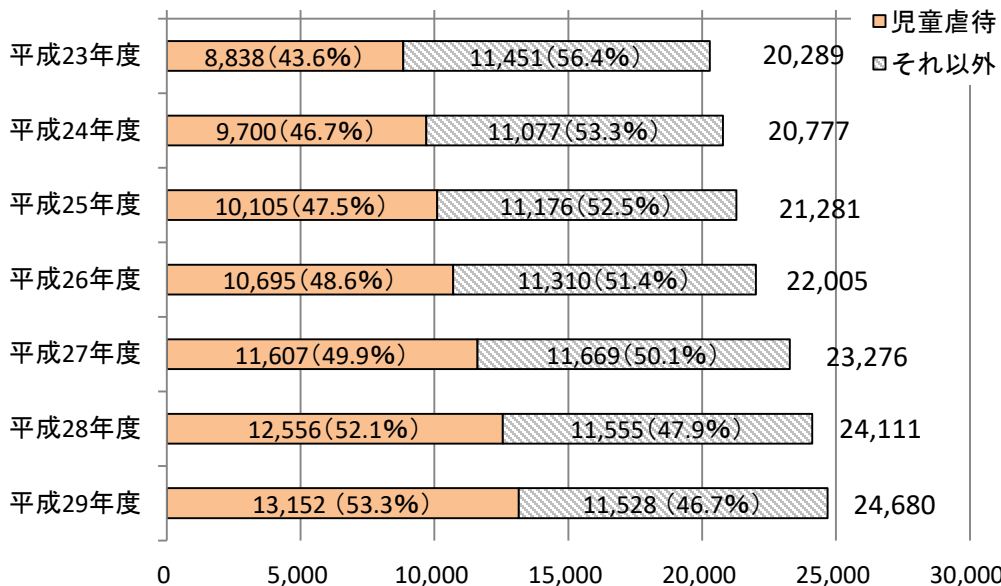
児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、親子関係再構築への取組を進める。

(69自治体中62自治体で実施(平成30年度))

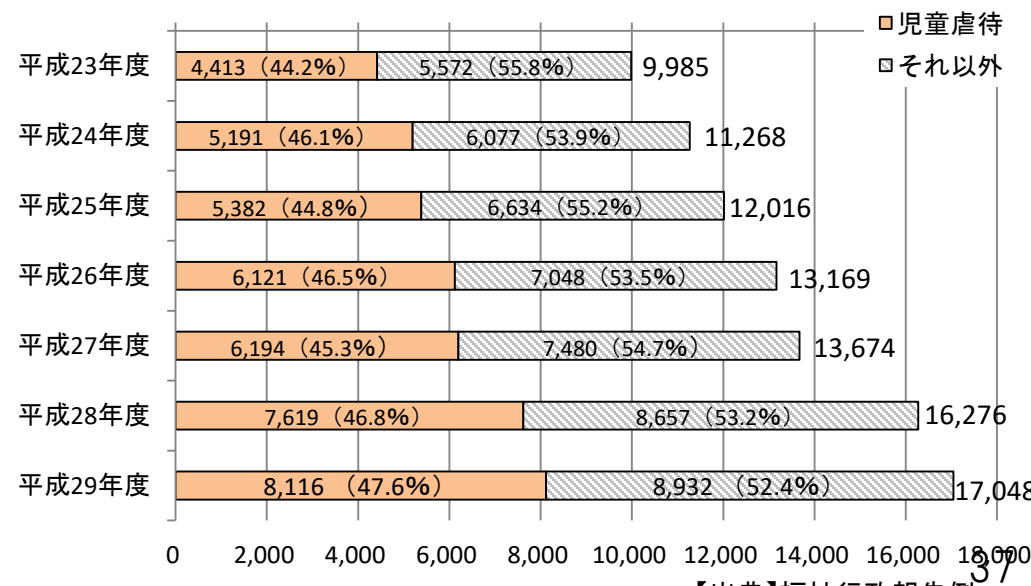
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



保護期間別一時保護件数

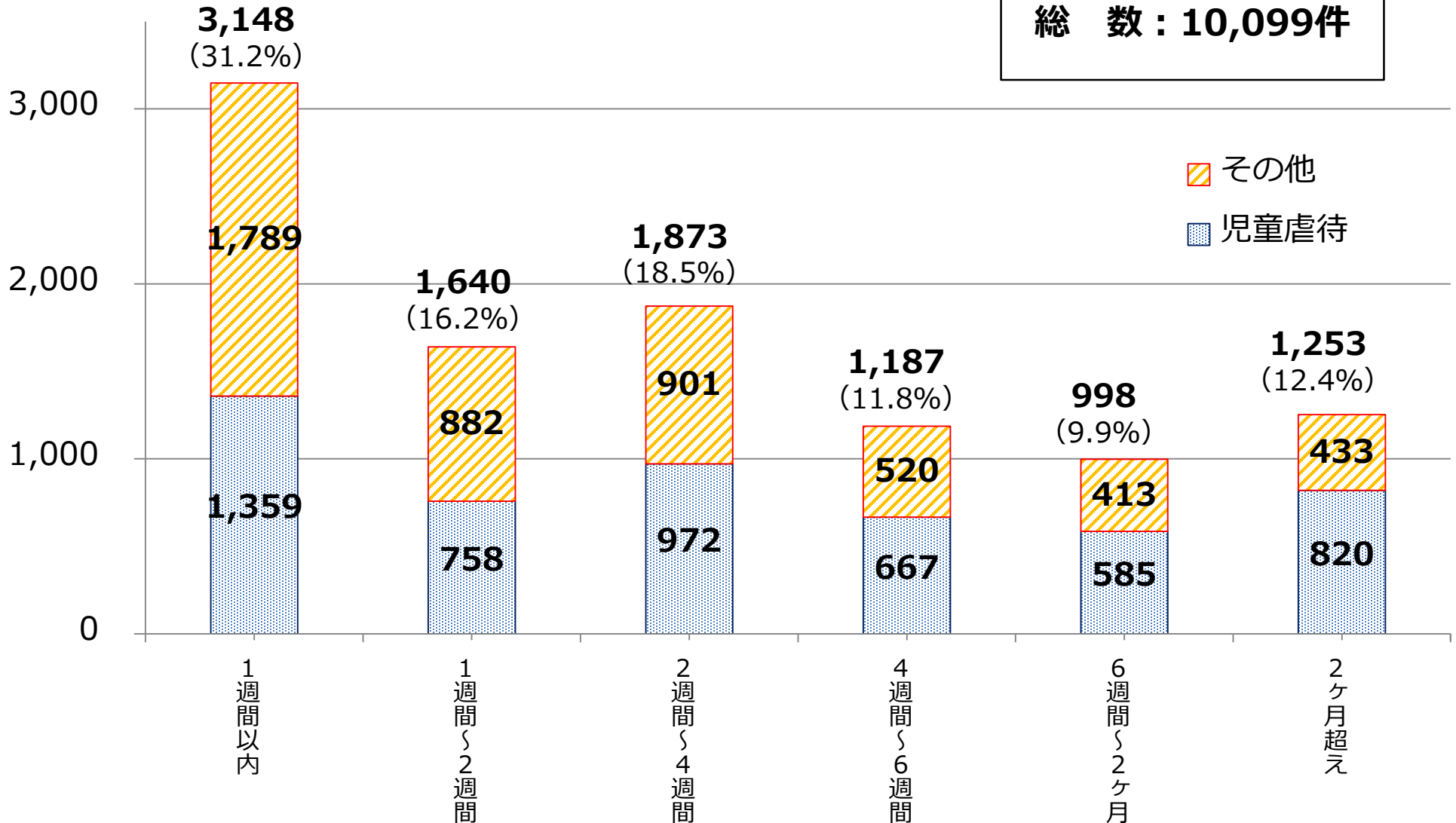
(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の件数)

(件数)

総数：10,099件

■ その他

■ 児童虐待



一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に139か所(平成31年6月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
31年度予算額：児童入所施設措置費等131,656,791千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合

5 対応件数（一時保護所内保護件数）

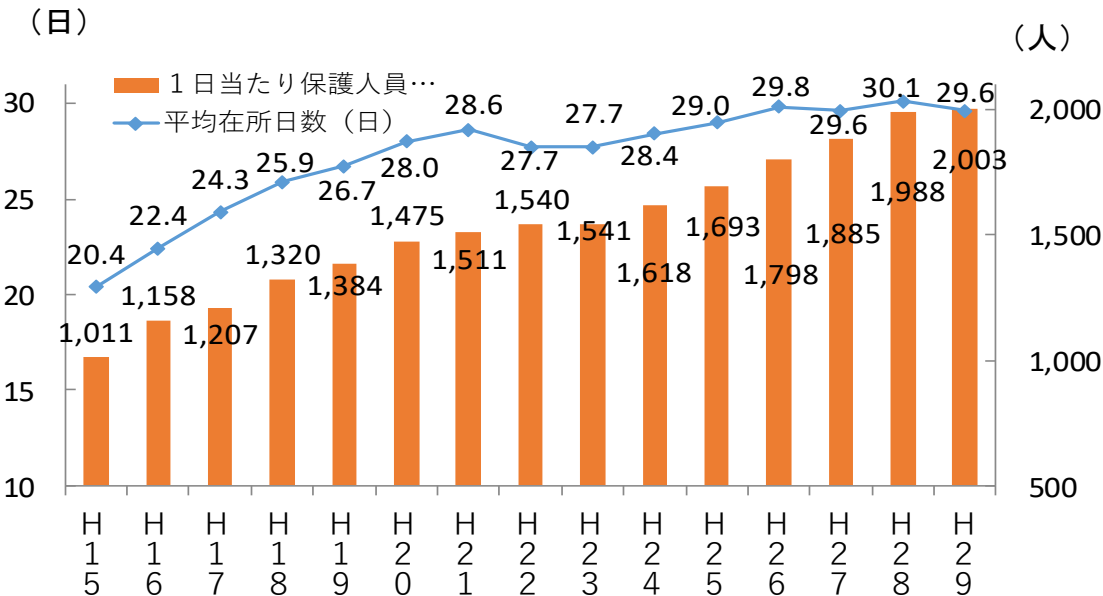
(平成29年度件数)※出典：福祉行政報告例

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
24,680	19,008 (13,152)	79	3,505	1,927	161

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

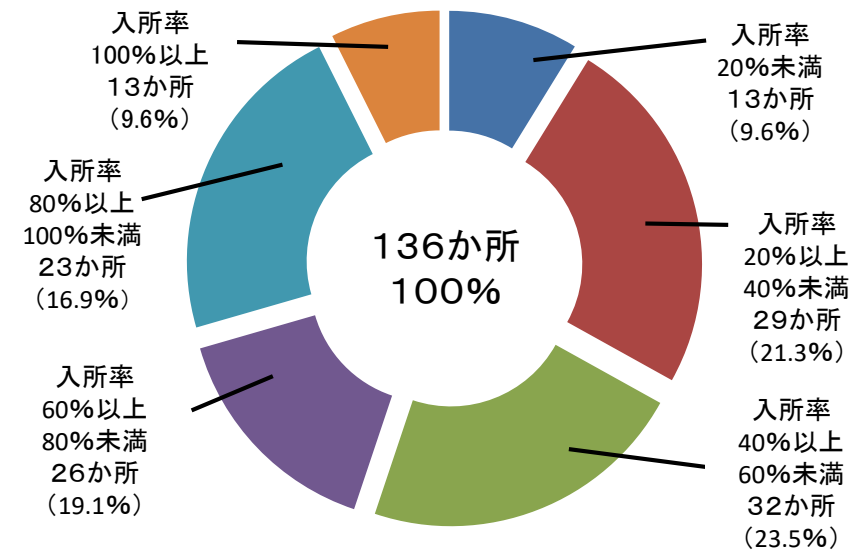


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H30.1～12の間の一時的保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数 (H31.4.1現在)	H30平均入所率 (%)
北海道	164	33.6
青森県	15	45.2
岩手県	40	22.2
宮城県	30	48.8
秋田県	23	30.6
山形県	26	44.4
福島県	48	55.8
茨城県	30	70.0
栃木県	25	29.0
群馬県	36	119.0
埼玉県	120	90.5
千葉県	115	109.7
東京都	213	113.4
神奈川県	80	84.6
新潟県	50	33.7
富山県	20	33.8
石川県	28	28.8
福井県	31	24.8
山梨県	24	67.8
長野県	30	49.3
岐阜県	36	21.0
静岡県	40	59.6
愛知県	78	74.0
三重県	35	70.2
滋賀県	47	69.0
京都府	33	36.8
大阪府	86	86.4
兵庫県	40	42.6
奈良県	20	51.4
和歌山県	25	50.2
鳥取県	26	21.0
島根県	57	22.2
岡山県	24	30.3
広島県	36	48.0
山口県	27	53.1

自治体名	定員数 (H31.4.1現在)	H30平均入所率 (%)
徳島県	12	64.0
香川県	20	66.5
愛媛県	36	12.4
高知県	35	57.5
福岡県	90	47.1
佐賀県	28	86.8
長崎県	34	55.6
熊本県	25	37.0
大分県	22	63.3
宮崎県	60	20.5
鹿児島県	31	28.5
沖縄県	44	72.1
札幌市	50	74.2
仙台市	20	83.4
さいたま市	38	129.3
千葉市	37	86.9
横浜市	161	89.4
川崎市	60	76.3
相模原市	25	101.8
新潟市	23	56.2
静岡市	20	62.4
浜松市	20	49.0
名古屋市	75	130.4
京都市	30	72.3
大阪市	100	100.1
堺市	24	97.6
神戸市	50	55.4
岡山市	25	39.5
広島市	20	44.0
北九州市	40	55.7
福岡市	10	91.9
熊本市	20	64.7
横須賀市	25	68.6
金沢市	12	52.8
明石市	25	-
合計	3,105	67.2

※明石市は、2019年4月1日児童相談所開所

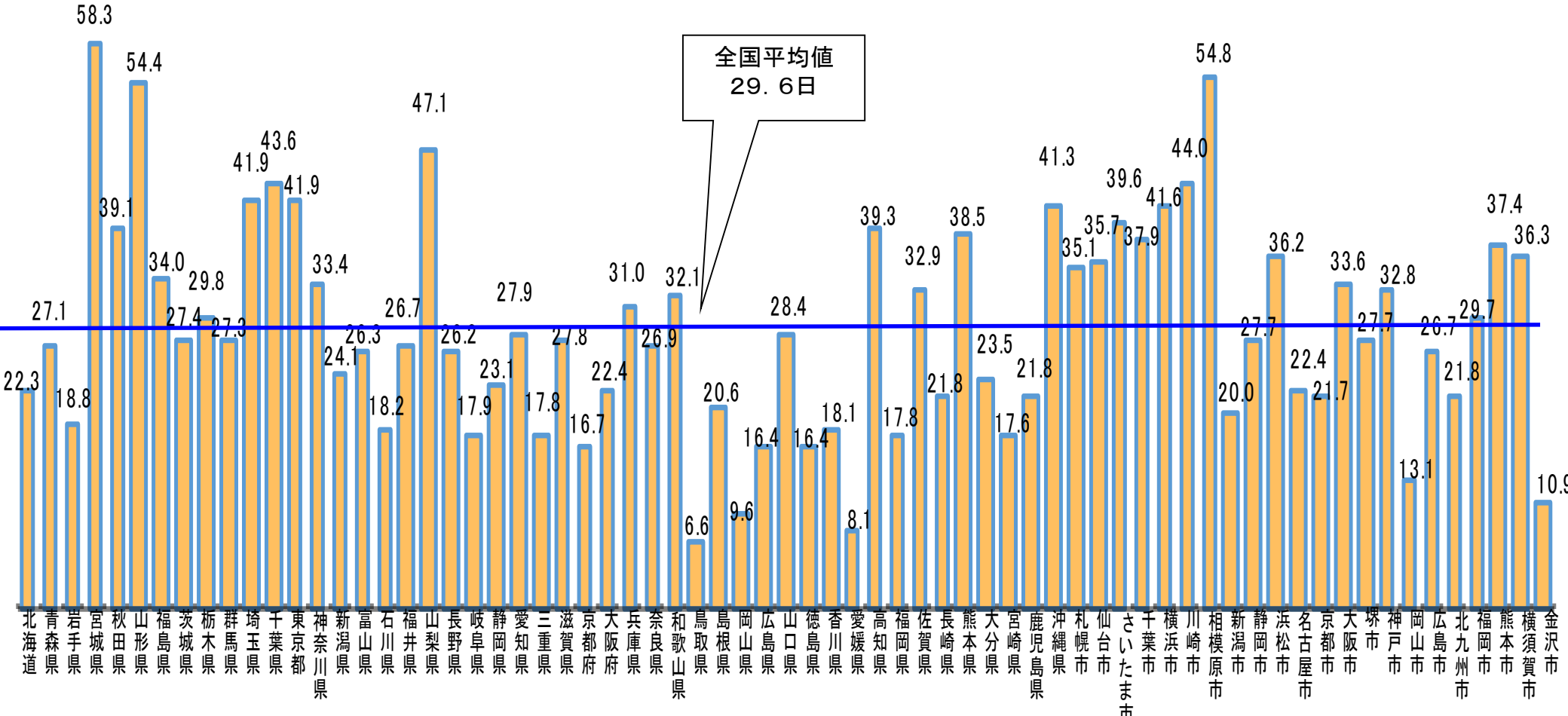
(出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ)

(参考) 一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 30.1日)

(参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例 [平成29年度]

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

- 保健機関
- 医療機関
- 地域子育て支援拠点・児童館
- 保育所・幼稚園
- 利用者支援機関
- 学校・教育委員会

市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
- 関係機関との連絡調整

・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
 ・複数の市区町村による共同設置可

支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

- その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 →担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

- 民生児童委員
- 民間団体
- 里親
- 乳児院
- 児童相談所
- 児童養護施設
- 弁護士会
- 児童心理治療施設
- 警察



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成30年度予算：159億円→令和元年度予算：169億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

5. 補助単価（令和元年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,725千円
小規模B型	9,502千円
小規模C型	15,781千円
中規模型	21,053千円
大規模型	39,057千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	9,001千円
小規模B型	14,778千円
小規模C型	21,057千円
中規模型	31,605千円
大規模型	60,162千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,646千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)

「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(抄)

(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

子ども家庭支援員

- ・実情の把握
- ・相談対応
- ・総合調整
- ・調査、支援及び指導等
- ・他関係機関等との連携

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 社会福祉士となる資格を有する者（（4）に規定する者を除く。）
- (10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
- (11) 保健師
- (12) 助産師
- (13) 看護師
- (14) 保育士
- (15) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（16）に規定する者を除く。）
- (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員
なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

<p>心理担当支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理アセスメント ・子どもや保護者等の心理的側面からのケア 	<p>大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等</p>
<p>虐待対応専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談 ・虐待が認められる家庭等への支援 ・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整 	<p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 社会福祉士</p> <p>(5) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの</p> <p>(6) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(7) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(8) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(9) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。）</p> <p>(10) 精神保健福祉士となる資格を有する者</p> <p>(11) 保健師</p> <p>(12) 助産師</p> <p>(13) 看護師</p> <p>(14) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの</p> <p>(15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</p> <p>(16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p>(17) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(16)に規定する者を除く。）</p> <p>(18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員</p> <p>なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。</p>

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（2019年4月時点）

自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名	
北海道	旭川市	福島県	郡山市	千葉県	我孫子市	神奈川県	海老名市	自治体名	飯田市	自治体名	豊田市	兵庫県	姫路市	自治体名	松江市	自治体名	北九州市(7)		
	千歳市		天栄村		香取市		葉山町		諏訪市		豊橋市		明石市		益田市		久留米市		
	石狩市		西会津町		山武市		寒川町		伊那市		一宮市		川西市		邑南町		小都市		
	恵庭市		小野町		いすみ市		二宮町		駒ヶ根市		津島市		三田市		出雲市		宗像市		
	上富良野町		水戸市		八王子市		箱根町		中野市		高浜市		養父市		倉敷市		古賀市		
	中富良野町	つばみらい市	千代田区	大井町	茅野市	常滑市	穴栗市	津山市	嘉麻市										
	中頓別町	境町	中央区	湯河原町	塩尻市	大津市	たつの市	総社市	朝倉市										
	名寄市	栃木県	港区	三条市	長野県	滋賀県	福岡町	岡山県	備前市	自治体名	東広島市	自治体名	長崎県	佐世保市					
	帯広市		宇都宮市	新都区			千曲市		長浜市		備前市			東広島市	下関市	諫早市			
	今金町	矢板市	文京区	柏崎市			辰野町		甲賀市		山口市			宇都宮市	大村市				
	滝川市	群馬県	台東区	新発田市			箕輪町		東近江市		岩国市			山口市	長与町				
	室蘭市		前橋市	墨田区			十日町市		阿智村		福知山市			光市	宇城市				
	苦小牧市		桐生市	品川区	糸魚川市	木曾町	舞鶴市	長門市	合志市										
	安平町		藤岡市	目黒区	妙高市	生坂村	亀岡市	山陽小野田市	玉東町										
	青森県		三沢市	富岡市	目黒区	上越市	池田町	八幡市	高松市	丸亀市									
十和田市		嬬恋村	大田区	阿賀野市	白馬村	大阪府(24)	枚方市	善通寺市											
岩手県	盛岡市	狭山市	世田谷区(5)	胎内市	岐阜県	岐阜市	北川町	熟海市	大阪府	池田市	箕面市	能勢町	堺津市	愛媛県	松山市	高知県	いの町		
	遠野市	加須市	渋谷区	出雲崎町		高山市	岐阜市	白川町		焼津市	門真市	伊予市	香南市						
	宮城県	石巻市	ふじみ野市	中野区		富山市	岐阜市	岐阜市		北方町	藤枝市	門真市	伊予市		香南市				
大和町		和光市	杉並区(2)	滑川市		七尾市	豊中市	白川町		袋井市	門真市	伊予市	香南市						
涌谷町		坂戸市	豊島区	小松市		小松市	大東市	大東市		輪島市	門真市	伊予市	香南市						
秋田県	秋田市	嵐山町	荒川区	瑞穂町	石川県	輪島市	加賀市	能美市	静岡県	富士市	伊東市	伊豆市	島田市	高知県	いの町				
	湯沢市	船橋市	板橋区	日の出町		輪島市	能美市	福井市		あわら市	伊豆市	島田市	伊豆市		島田市	磐田市			
山形県	上山市	船橋市	練馬区	足立区		福井県	越前市	南越前町		高浜町	山梨県	甲府市							
	長井市	柏市	足立区	葛飾区			越前市	南越前町		高浜町		甲府市							
	高島町	館山市	足立区	江戸川区			立川市	武蔵野市		三鷹市		青梅市							
	小国町	木更津市	葛飾区	江戸川区	立川市		武蔵野市	三鷹市	青梅市										
	白鷹町	松戸市	江戸川区	立川市	武蔵野市		三鷹市	青梅市	青梅市										
	飯豊町	鴨川市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	青梅市	青梅市											
	庄内町	浦安市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	青梅市	青梅市											
	南房総市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	青梅市	青梅市												
	八千代市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	青梅市	青梅市												

設置自治体数	283
設置か所数	332

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

要保護児童対策地域協議会の概要

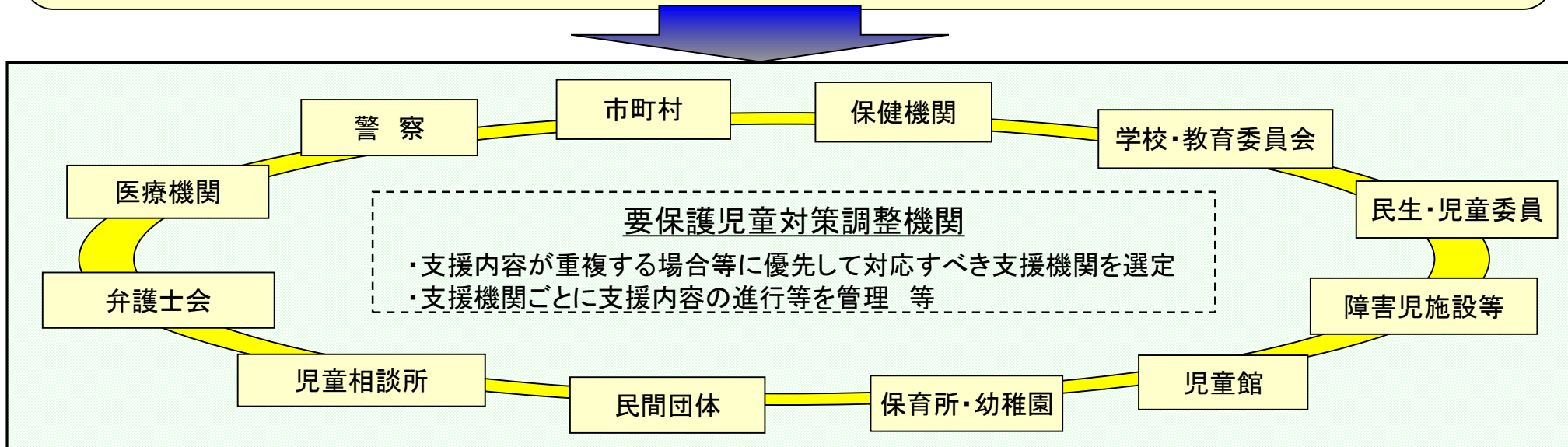
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
調整機関 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)、2月調査時点(調整機関職員数)

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成29年4月1日時点、複数回答可＞

区分		合計	比率	
要保護児童対策地域協議会		1,735	—	
行政機関	児童福祉主管課	1,288	74.2%	
	母子保健主管課	1,197	69.0%	
	児童福祉・母子保健統合主管課	583	33.6%	
	福祉事務所 (家庭児童相談室)	813	46.9%	
	保健センター	872	50.3%	
	教育委員会	1,726	99.5%	
	保健所	1,333	76.8%	
	児童相談所	1,713	98.7%	
	障害福祉主管課	1,132	65.2%	
	警察署	1,713	98.7%	
	法務局	721	41.6%	
	家庭裁判所	94	5.4%	
	その他	565	32.6%	
	関係機関	病院・診療所	921	53.1%
		小児科	597	34.4%
産科・産婦人科		258	14.9%	
精神科		236	13.6%	
歯科		294	16.9%	
その他診療科		407	23.5%	
保育所		1,448	83.5%	
幼保連携型認定こども園		675	38.9%	
幼稚園		1,051	60.6%	
小学校		1,517	87.4%	
中学校	1,493	86.1%		
特別支援学校	417	24.0%		

※

区分		合計	比率	
関係機関	児童館	357	20.6%	
	放課後児童クラブ	406	23.4%	
	利用者支援事業所	286	16.5%	
	地域子育て支援拠点	418	24.1%	
	乳児院	127	7.3%	
	児童養護施設	370	21.3%	
	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%	
	児童自立支援施設	38	2.2%	
	児童家庭支援センター	220	12.7%	
	障害児施設	142	8.2%	
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%	
	その他	238	13.7%	
	関係団体	医師会（産科医会及び小児科医会を除く）	1,019	58.7%
		産科医会	85	4.9%
小児科医会		88	5.1%	
歯科医師会		428	24.7%	
看護協会		22	1.3%	
助産師会		40	2.3%	
P T A 全国協議会		176	10.1%	
弁護士会		161	9.3%	
社会福祉協議会		965	55.6%	
民生児童委員協議会		1,606	92.6%	
人権擁護委員		1,094	63.1%	
N P O 法人		202	11.6%	
里親会		72	4.1%	
学識経験者		157	9.0%	
その他	402	23.2%		

※児童福祉主管課が構成機関に入っていない自治体においては、児童福祉主管課と名称は異なる部署（児童福祉・母子保健統合主管課、母子保健課等）に、児童福祉を主に担当している担当が含まれており、1,735自治体でその児童福祉の担当が構成機関となっていない自治体はない。

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>

〔 上段：配置市区町村数
下段：配置率 〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区(30万人以上)	市・区(10万人～30万人未満)	市・区(10万人未満)			
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(740)	(181)	(1,735)
①児童福祉司たる資格を有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	61.4%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
②これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	33.7%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
③社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合 計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）。複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。

(参考)	766	20	61	192	493	480	122	1,368
平成28年4月1日時点の合計	93.6%	90.9%	98.0%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			11,730世帯	4,245世帯	5,424人		ホーム数	347か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人			
		専門里親	702世帯	196世帯	221人			
		養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人			
親族里親		560世帯	543世帯	770人				
					委託児童数	1,434人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成20年3月末の10.0%から、平成30年3月末には19.7%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	72.6	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成29年度末で347か所、委託児童1,434人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成29年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

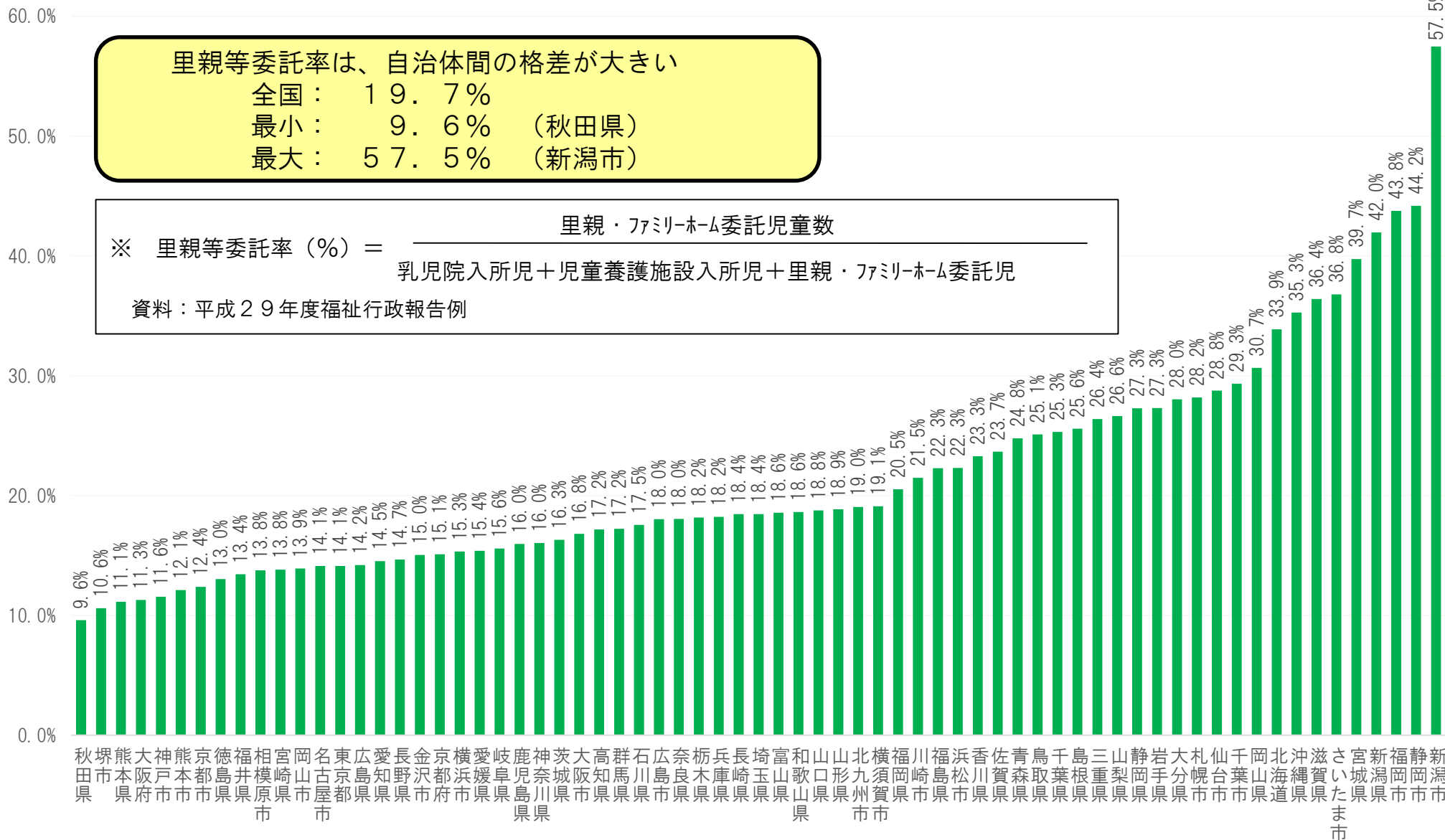
全国： 19.7%

最小： 9.6%（秋田県）

最大： 57.5%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成29年度福祉行政報告例

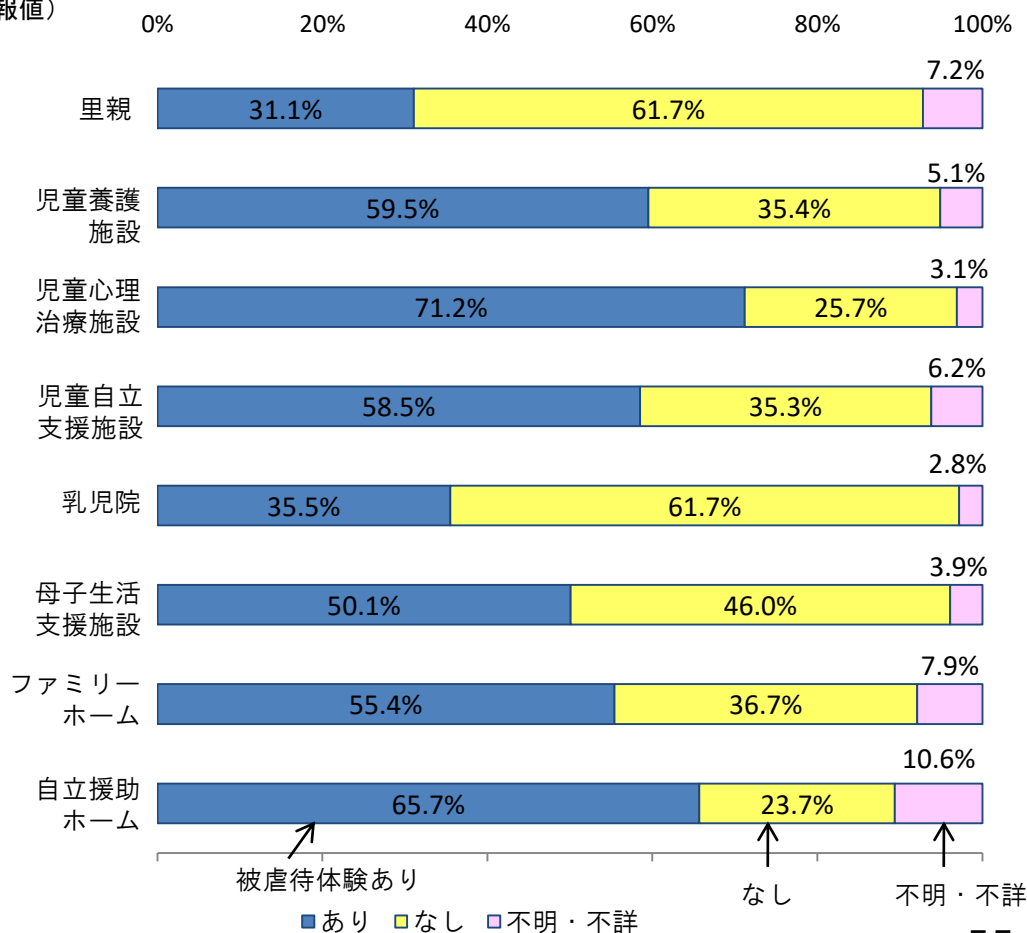
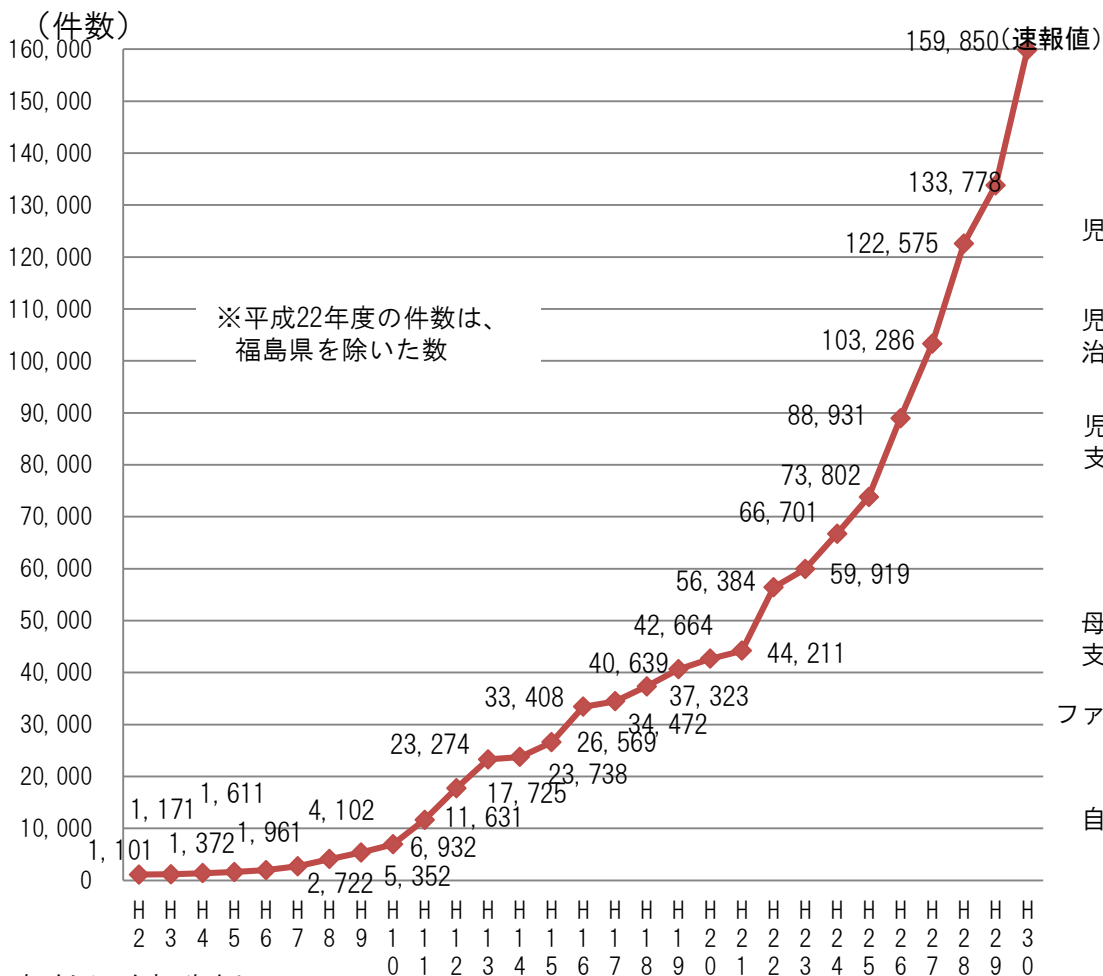


虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加（平成30年度は速報値。）。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

① 児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

② 在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注) 総数には期間不詳を含む。

③ 児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の) 死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の) 就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の) 行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の) 精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の) 拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の) 入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子ども自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

子どもの虹情報研修センターの概要

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

1. 設置経緯

- 児童相談所での児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度の1,101件であったが、以降毎年増加し、平成11年度には、11,631件まで増加。
- 児童虐待防止法（平成12年法律第82号）の成立。
 - ・ 児童虐待防止等のための体制整備や、専門的知識に基づく適切な保護を行う職員の資質の向上等を図るための研修等の措置を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定された。



- 児童虐待防止対策として、児童相談所や児童福祉施設等における専門的援助者の養成、高度専門情報を集約・発信する拠点として横浜市に設置。（国は財政支援を実施。）
- 開設年月日：平成14年4月1日
- 所在地：神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地

2. 事業内容

専門研修

- ・ 虐待問題等に携わる職員への研修の企画・実施
- ・ 研修受講者が地域で研修を企画・実施するための教材や情報の提供 等

専門相談

- ・ 児童相談所、児童福祉施設等からの専門相談
- ・ 児童虐待問題等に関する福祉、心理、医療、法律等についての相談 等

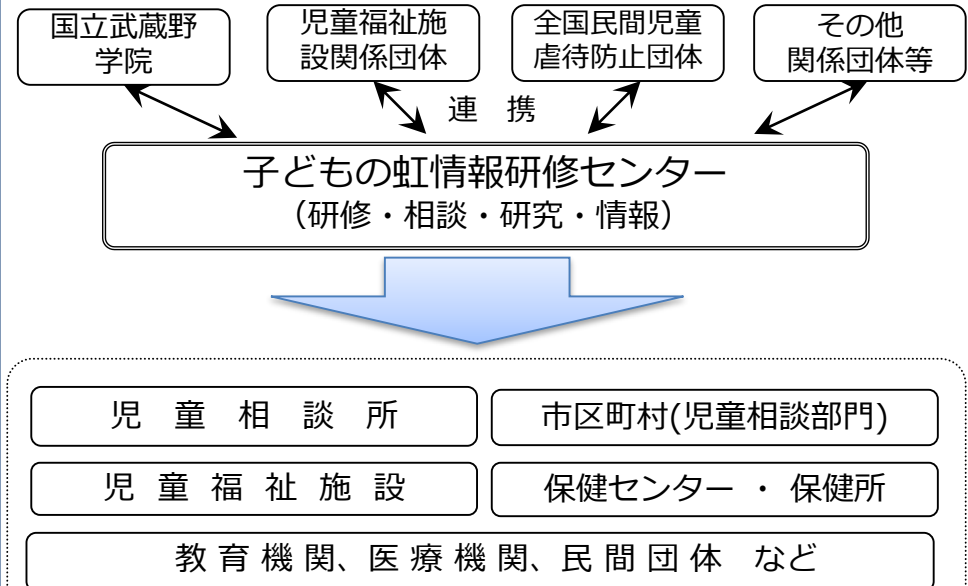
調査研究

- ・ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究 等

情報提供

- ・ 児童虐待関連図書等の閲覧や、専門研修映像記録の貸出
- ・ 児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集、提供 等

3. イメージ図



子どもの虹情報研修センターの事業実績

1. 専門研修の実績

(1) 主な研修内容

【児童相談所関係】

○児童相談所長研修

児童相談所が様々な子どもの問題に対応する中核的機関としての役割を十分果たせるよう、児童虐待への対応をはじめ、児童相談所長として必要な知識・技能を学ぶ。

○児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司及び相談担当職員を的確に教育・訓練・指導できるように、児童虐待等に関する知見をはじめ、援助方針、進行管理、機関連携のあり方等児童福祉司スーパーバイザーとして必要な高度な知識・技能を学ぶ。

【市区町村関係】

○市区町村虐待対応指導者研修

市区町村の児童家庭相談の機能、要保護児童対策地域協議会の充実を図るため、市区町村の指導者に対して、児童虐待に関するより専門的な知識・技術・認識等の向上を図り、組織対応をリードする力を養成する。

【児童福祉施設関係】

○児童養護施設職員指導者研修

児童虐待に関する知見を深め、児童養護施設での適切な援助のあり方を検討し、施設における中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

【医療関係】

○児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修

児童虐待における意思の役割を検討するとともに、各機関やネットワークにおける中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

【教育関係】

○教育機関・児童福祉関係職員合同研修

学校と児童福祉関係機関が緊密な連携の下に子どもと家族の支援を行うため、親子関係に課題を抱える家族への理解を深めるとともに、学校、市区町村、児童相談所の3者の相互理解を深める。

※子どもの虹情報研修センター研修概要より

(2) 実績の推移

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施研修数	29回	26回	28回	27回	25回	25回	25回	25回	21回	22回
参加者数	1,485人	1,559人	1,776人	1,956人	1,876人	1,814人	1,868人	1,828人	1,560人	1,683人

※子どもの虹情報研修センター紀要等より